|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 番号 | 見出し／本文 | やさしい日本語 |
| 38 | 被災者生活再建支援金が支給されます | がもらえます |
| 地震で家が全壊（50％以上の損害）した人や、半壊（20％以上40％未満の損害）や大規模半壊（40％以上50%未満の損害）した人に、被災者生活再建支援金が出ます。①基礎支援金・・・住宅の被害の大きさで支払う支援金②加算支援金・・・住宅の再建支援金（建て直す・新しい住宅を買う・壊れたところを修理する・住宅を借りる）の方法によって支払う支援金支援金の支給額

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | ①基礎支援金 | ②加算支援金 | 合計①+② |
| 複数世帯（２つ以上の家族で住んでいる） | 全壊 | 100万円 | 建てる・買う | 200万円 | 300万円 |
| 修理する | 100万円 | 200万円 |
| 借りる | 50万円 | 150万円 |
| 半壊・大規模半壊 | 50万円 | 建てる・買う | 200万円 | 250万円 |
| 修理する | 100万円 | 150万円 |
| 借りる | 50万円 | 100万円 |
| 単身世帯（1家族で住んでいる） | 全壊 | 75万円 | 建てる・買う | 150万円 | 225万円 |
| 修理する | 75万円 | 150万円 |
| 借りる | 37.5万円 | 112.5万円 |
| 半壊・大規模半壊 | 37.5万円 | 建てる・買う | 150万円 | 187.5万円 |
| 修理する | 75万円 | 112.5万円 |
| 借りる | 37.5万円 | 75万円 |

※家賃を払わない公営住宅や民間アパート、仮設住宅に入居する人（賃貸）には、加算支援金は支払われません。申込期限①基礎支援金・・・災害のあった日から◯か月の間に申し込みをしてください。②加算支援金・・・災害のあった日から◯か月の間に申し込みをしてください。1. 申し込みができる人・家が壊れたこと（「全壊」か「半壊・大規模半壊」）を市役所が証明した人・住宅に被害があり、修理すると高い費用がかかる人・住宅や住宅のある土地に被害があり、建物が倒れる危険があるため住宅を壊した人2. 申し込みに必要なもの・被害の大きさによって必要な書類が違います。XXで確認してください。・申込書は、窓口にあります。3. 申し込み場所・総合相談窓口・XX市役所XX課・XX出張所4. 受付時間午前 XX：XXから午後 XX：XXまで5. 問い合せ先XXXX | でがれたは、（をしたり、しいをうためのお）がもらえます。①・・・がどのくらいれたかで、もらえるおがちがいます②・・・壊れた家をどうするかで、もらえるおがちがいますもらえるお

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | ① | ② | ①+② |
| （２つのでんでいる） | (＊) | 100 | てる・う | 200 | 300 |
| する | 100 | 200 |
| りる | 50 | 150 |
| ・(＊) | 50 | てる・う | 200 | 250 |
| する | 100 | 150 |
| りる | 50 | 100 |
| （1でんでいる） | (＊) | 75 | てる・う | 150 | 225 |
| する | 75 | 150 |
| りる | 37.5 | 112.5 |
| ・(＊) | 37.5 | てる・う | 150 | 187.5 |
| する | 75 | 112.5 |
| りる | 37.5 | 75 |

＊＝50％れている＝40％れている、＝20％れている※をわないやアパート、にむは、はもらえません。①・・・のあったから◯かのにしみをしてください。②・・・のあったから◯かのにしみをしてください。1. しみができる・がれたこと（「」か「・」）をがした・がれて、するのにたくさんのおがかかる・がれるかもしれないので、をした2. しみになもの・どのくらいがれたかよってながいます。XXでしてください。・は、XXにあります。3. しみ・・XXXX・XX4.  XX：XXから XX：XXまで5. いわせ　XXXX |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 番号 | 見出し／本文 | やさしい日本語 |
| 38 | 被災者生活再建支援金が支給されます | 被災者生活再建支援金（ひさいしゃせいかつさいけんしえんきん）がもらえます |
| 地震で家が全壊（50％以上の損害）した人や、半壊（20％以上40％未満の損害）や大規模半壊（40％以上50%未満の損害）した人に、被災者生活再建支援金が出ます。①基礎支援金・・・住宅の被害の大きさで支払う支援金②加算支援金・・・住宅の再建支援金（建て直す・新しい住宅を買う・壊れたところを修理する・住宅を借りる）の方法によって支払う支援金支援金の支給額

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | ①基礎支援金 | ②加算支援金 | 合計①+② |
| 複数世帯（２つ以上の家族で住んでいる） | 全壊 | 100万円 | 建てる・買う | 200万円 | 300万円 |
| 修理する | 100万円 | 200万円 |
| 借りる | 50万円 | 150万円 |
| 半壊・大規模半壊 | 50万円 | 建てる・買う | 200万円 | 250万円 |
| 修理する | 100万円 | 150万円 |
| 借りる | 50万円 | 100万円 |
| 単身世帯（1家族で住んでいる） | 全壊 | 75万円 | 建てる・買う | 150万円 | 225万円 |
| 修理する | 75万円 | 150万円 |
| 借りる | 37.5万円 | 112.5万円 |
| 半壊・大規模半壊 | 37.5万円 | 建てる・買う | 150万円 | 187.5万円 |
| 修理する | 75万円 | 112.5万円 |
| 借りる | 37.5万円 | 75万円 |

※家賃を払わない公営住宅や民間アパート、仮設住宅に入居する人（賃貸）には、加算支援金は支払われません。申込期限①基礎支援金・・・災害のあった日から◯か月の間に申し込みをしてください。②加算支援金・・・災害のあった日から◯か月の間に申し込みをしてください。1. 申し込みができる人・家が壊れたこと（「全壊」か「半壊・大規模半壊」）を市役所が証明した人・住宅に被害があり、修理すると高い費用がかかる人・住宅や住宅のある土地に被害があり、建物が倒れる危険があるため住宅を壊した人2. 申し込みに必要なもの・被害の大きさによって必要な書類が違います。XXで確認してください。・申込書は、窓口にあります。3. 申し込み場所・総合相談窓口・XX市役所XX課・XX出張所4. 受付時間午前 XX：XXから午後 XX：XXまで5. 問い合せ先XXXX | 地震（じしん）で家（いえ）が壊（こわ）れた人（ひと）は、被災者生活再建支援金（ひさいしゃせいかつさいけんしえんきん）（家（いえ）を修理（しゅうり）したり、新（あたら）しい家（いえ）を買（か）うためのお金（かね））がもらえます。1. 基礎支援金（きそしえんきん）・・・家（いえ）がどのくらい壊（こわ）れたかで、もらえるお金（かね）がちがいます
2. 加算支援金（かさんしえんきん）・・・壊（こわ）れた家（いえ）をどうするかで、もらえるお金（かね）がちがいます

もらえるお金（かね）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 1. 基礎支援金（きそしえんきん）
 | 1. 加算支援金（かさんしえんきん）
 | 合計（ごうけい）①+② |
| 複数世帯（ふくすうせたい）（２つ以上（いじょう）の家族（かぞく）で住（す）んでいる） | 全壊（ぜんかい）(＊) | 100万円（まんえん） | 建（た）てる・買（か）う | 200万円（まんえん） | 300万円（まんえん） |
| 修理（しゅうり）する | 100万円（まんえん） | 200万円（まんえん） |
| 借（か）りる | 50万円（まんえん） | 150万円（まんえん） |
| 半壊（はんかい）・大規模半壊（だいきぼはんかい）(＊) | 50万円（まんえん） | 建（た）てる・買（か）う | 200万円（まんえん） | 250万円（まんえん） |
| 修理（しゅうり）する | 100万円（まんえん） | 150万円（まんえん） |
| 借（か）りる | 50万円（まんえん） | 100万円（まんえん） |
| 単身世帯（たんしんせたい）（1家族（かぞく）で住（す）んでいる） | 全壊（ぜんかい）(＊) | 75万円（まんえん） | 建（た）てる・買（か）う | 150万円（まんえん） | 225万円（まんえん） |
| 修理（しゅうり）する | 75万円（まんえん） | 150万円（まんえん） |
| 借（か）りる | 37.5万円（まんえん） | 112.5万円（まんえん） |
| 半壊（はんかい）・大規模半壊（だいきぼはんかい）(＊) | 37.5万円（まんえん） | 建（た）てる・買（か）う | 150万円（まんえん） | 187.5万円（まんえん） |
| 修理（しゅうり）する | 75万円（まんえん） | 112.5万円（まんえん） |
| 借（か）りる | 37.5万円（まんえん） | 75万円（まんえん） |

＊全壊（ぜんかい）＝50％以上（いじょう）壊（こわ）れている大規模半壊（だいきぼはんかい）＝40％以上（いじょう）壊（こわ）れている、半壊（はんかい）＝20％壊（こわ）れている※家賃（やちん）を払（はら）わない公営住宅（こうえいじゅうたく）やアパート、仮設住宅（かせつじゅうたく）に住（す）む人（ひと）は、加算支援金（かさんしえんきん）はもらえません。申込期限（もうしこみきげん）1. 基礎支援金（きそしえんきん）・・・災害（さいがい）のあった日（ひ）から◯か月（げつ）の間（あいだ）に申（もう）し込（こ）みをしてください。
2. 加算支援金（かさんしえんきん）・・・災害（さいがい）のあった日（ひ）から◯か月（げつ）の間（あいだ）に申（もう）し込（こ）みをしてください。

1. 申（もう）し込（こ）みができる人（ひと）・家（いえ）が壊（こわ）れたこと（「全壊（ぜんかい）」か「半壊（はんかい）・大規模半壊（だいきぼはんかい）」）を市役所（しやくしょ）が証明（しょうめい）した人（ひと）・家（いえ）が壊（こわ）れて、修理（しゅうり）するのにたくさんのお金（かね）がかかる人（ひと）・建物（たてもの）が倒（たお）れるかもしれないので、家（いえ）を壊（こわ）した人（ひと）2. 申（もう）し込（こ）みに必要（ひつよう）なもの・どのくらい家（いえ）が壊（こわ）れたかよって必要（ひつよう）な書類（しょるい）が違（ちが）います。XXで確認（かくにん）してください。・申込書（もうしこみしょ）は、XX窓口（まどぐち）にあります。3. 申（もう）し込（こ）み場所（ばしょ）・総合相談窓口（そうごうそうだんまどぐち）・XX市役所（しやくしょ）XX課（か）・XX出張所（しゅっちょうじょ）4. 受付時間（うけつけじかん）午前（ごぜん） XX：XXから午後（ごご） XX：XXまで5. 問（と）い合（あ）わせ先（さき）　XXXX |